

令和 7 年 1 0 月 3 日

令和 7 年度 北中城村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務
簡易公募型プロポーザル手続開始の告示

北中城村が実施する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務」について、簡易公募型プロポーザルにより業務委託を行うため、次のとおり公告する。

1. 簡易公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

令和 7 年度北中村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務

(2) 業務内容

別紙「令和 7 年度北中城村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務に係る簡易公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）」及び「業務委託仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで。

2. 業務に要する費用（見積限度額）

金 2,999,700 円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は契約金額の限度を示すものであり、本村がこの金額で必ず契約することを約束するものではない。また参考見積書の金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格に関する事項

企画提案書を提出する者（以下「応募者」という。）は、以下の要件のすべてに該当すること。

- (1) 沖縄県内に事業所（本店又は支店・営業所）を有し、かつ当該事務所に正規社員が常駐していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 北中城村の競争入札参加資格の指名停止を受けていないこと。
- (4) 県内の市町村において、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と同様または類似の業務を公共団体等から受託した実績を有すること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる団体）及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 別紙「業務委託仕様書」で定める業務を遂行するに足る能力と適正な執行体制を有し、北中城村の指示等に柔軟に対応できること。

4. 参加表明及び企画提案書等の提出に関する事項

本業務のプロポーザルへの参加表明及び企画提案書等の提出について、次の手続きを行うものとする。

(1) 提出期限及び提出場所

- ① 提出期限 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時まで
- ② 提出場所 北中城村役場 福祉課高齢者福祉係
電話：098－935－2263（内線 242）

(2) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式 1） 正本 1 部
- ② 業務実施体制（様式 2） 正本 1 部、複製 6 部
- ③ 予定技術者の経歴等（様式 3） 正本 1 部、複製 6 部
- ④ 過去の同種又は類似業務実績（様式 4） 正本 1 部、複製 6 部
- ⑤ 滞納のない証明書（国税・県・市町村民税） 正本 1 部、複製 6 部
- ⑥ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 正本 1 部、複製 6 部

※ 税抜き及び税込み価格を併記して作成すること。

- ⑦ 企画提案書（任意様式） 正本 1 部、複製 6 部

ア 原則として A4 判または A3 判用紙を用い（縦・横いずれも可）、10 枚以内にまとめ、容易に散逸しないよう綴じること。所定の枚数以内であれば片面・両面印刷はいずれでも差し支えありません。

イ 文字サイズは 10 ポイント以上とすること。

ウ 表紙を付けること（表紙は上記アの枚数に含めない）。表紙には「令和 7 年度北中城村介護予防・日常生活圏域ニーズ調査分析業務 企画提案書」及び「会社名」を明記すること。

(3) その他の詳細は、実施要領を参照してください。

5. 質問及び回答に関する事項

本業務の別紙「業務委託仕様書」に関し不明な点がある場合は、質問票（様式 5）により提出すること。

- ① 質問期限 令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時まで
- ② 質問方法 様式 5 により FAX で提出し、提出後に担当者へ電話連絡を行うこと。
- ③ 回答方法 北中城村ホームページで公開する。
- ④ 送 信 先 北中城村役場 福祉課 高齢者福祉係
FAX：098－935－5899 TEL：098－935－2263（担当：田里）

6. 業者の選定に関事項

(1) 審査方法

簡易公募型プロポーザル方式に基づき、参加資格要件の確認、企画提案書、実施体制、見積書等を選定委員会が総合的書類審査し、受託候補者を決定する。詳細は別紙「業者選定評価基準表」を参照のこと。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査結果は令和7年11月初旬までに応募者全員に通知する予定である。なお、審査の具体的内容は非公開し、審査内容に関する照会および審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

7. 失格条項に関する事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 企画提案書等が指定された期限内に提出されない場合。
- ② 提出書類が仕様書等に示された条件に適合しない場合。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があったと判明した場合。
- ④ 審査の公平性を損なう行為があった場合。
- ⑤ その他、選定委員会が社会通念に照らして失格にあたる事由があると認める場合。

8. その他

簡易公募型プロポーザル方式手続きに係る詳細は実施要領による。

9. 所管課

北中城村役場 福祉課 高齢者福祉係

担当：田里

住所：〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2

連絡先：TEL：098-935-2263（内線：242）／ FAX：098-935-5899